

発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年6月25日
【発行者の名称】	株式会社ジェイウェイブ (Jwave Co., Ltd)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山下 智裕
【本店の所在の場所】	福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目9番28号
【電話番号】	092-409-0051
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 石川 元貴
【担当J-Adviser及び担当F-Adviserの 名称】	宝印刷株式会社
【担当J-Adviser及び担当F-Adviserの 代表者の役職氏名】	代表取締役社長 白井 恒太
【担当J-Adviser及び担当F-Adviserの 本店の所在の場所】	東京都豊島区高田三丁目28番8号
【担当J-Adviser及び担当F-Adviserの 財務状況が公表されるウェブサイトの アドレス】	https://www.takara-company.co.jp/ir/reference/
【電話番号】	03-3971-3392
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market 福岡証券取引所 Fukuoka PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社ジェイウェイブ https://www.jwave.co.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/ 証券会員制法人福岡証券取引所 https://www.fse.or.jp/

【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Market及びFukuoka PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Market及びFukuoka PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3 4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報が有り、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Market及びFukuoka PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Market及びFukuoka PRO Marketにおいては、J-Adviser及びF-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Market及びFukuoka PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviser及びF-Adviserを選任する必要があります。J-Adviser及びF-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則及び福岡証券取引所のホームページ等に掲げられるFukuoka PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所及び福岡証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第 1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第 2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第25期	第26期	第27期
決算年月	2024年 3 月	2025年 3 月	2026年 3 月
売上高 (千円)	12, 202, 575	12, 091, 970	12, 819, 960
経常利益 (千円)	207, 970	189, 289	223, 836
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	△191, 995	215, 561	148, 002
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—
資本金 (千円)	100, 000	100, 000	100, 000
発行済株式総数 (株)	200	200	1, 000, 000
純資産額 (千円)	439, 150	654, 712	758, 714
総資産額 (千円)	2, 582, 965	2, 444, 006	2, 845, 724
1 株当たり純資産額 (円)	439. 15	654. 71	758. 71
1 株当たり配当額 (うち 1 株当たり中間配当額) (円)	— (—)	220, 000. 00 (—)	29. 00 (—)
1 株当たり当期純利益又は 1 株 当 た り 当 期 純 損 失 (△) (円)	△191. 99	215. 56	148. 00
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	17. 0	26. 8	26. 7
自己資本利益率 (%)	△35. 9	39. 4	20. 9
株価収益率 (倍)	—	—	6. 9
配当性向 (%)	—	20. 4	19. 6
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	△186, 744	150, 267	237, 939
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△4, 923	△1, 964	△113, 578
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	373, 925	△137, 140	△26, 889
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	855, 116	866, 279	963, 750
従業員数 〔ほか、平均臨時 雇用人員〕 (名)	176 [56]	197 [52]	195 [56]

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
3. 第26期及び第27期は潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載し

ておりません。また、第25期は潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 第25期及び第26期の株価収益率については、当社株式が非上場であったため記載しておりません。
5. 第25期は1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
6. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。
7. 株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、第26期の財務諸表について、特例第128条第3項の規定に基づき、第27期の財務諸表について、昭和監査法人による監査を受けておりますが、第25期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。
8. 証券会員制法人福岡証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条5項の規定に基づき、第26期の財務諸表について、特例第127条第3項の規定に基づき、第27期の財務諸表について、昭和監査法人による監査を受けておりますが、第25期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。
9. 2025年6月27日付で普通株式1株につき5,000株の株式分割を行っておりますが、第25期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額を算定しております。なお、1株当たり配当額については、株式分割前の実際の配当金の額を記載しており、株式分割後では第26期は44.00円となります。
10. 無期雇用社員・期間契約社員（派遣スタッフ等）の年間平均人数は、以下のとおりであり、従業員数には含めておりません。

	第25期	第26期	第27期
無期雇用社員・期間契約社員（名）	3,428	3,366	3,491

2 【沿革】

当社は1999年6月に当社の前代表取締役社長である山下裕司が、福岡県福岡市において、人材サービス事業を目的とする会社として現在の株式会社ジェイウェイブの前身である有限会社ジェイウェイブを設立いたしました。

当社の設立以降、現在に至るまでの経緯は次のとおりです。

年月	概要
1999年6月	有限会社ジェイウェイブ設立
1999年6月	福岡市に新宮ワークセンターを開設
2000年7月	株式会社ジェイウェイブに組織変更
2000年11月	鳥栖ワークセンターを開設し、佐賀県へエリア拡大
2001年3月	有料職業紹介事業許可を取得
2002年1月	労働者派遣事業許可を取得
2002年11月	諫早ワークセンターを開設し、長崎県へエリア拡大
2003年3月	習志野ワークセンターを開設し、千葉県へエリア拡大（関東地区へ進出）
2003年3月	藤沢ワークセンターを開設し、神奈川県へエリア拡大
2003年6月	広島ワークセンターを開設し、広島県へエリア拡大
2004年3月	草加ワークセンターを開設し、埼玉県へエリア拡大
2005年3月	下関ワークセンターを開設し、山口県へエリア拡大
2005年7月	熊本ワークセンターを開設し、熊本県へエリア拡大
2006年2月	大阪ワークセンターを開設し、大阪府へエリア拡大（関西地区へ進出）
2006年6月	倉敷ワークセンターを開設し、岡山県へエリア拡大
2010年4月	電子部品の製造請負を開始
2012年12月	本社を福岡県福岡市博多区博多駅前に移転
2013年4月	尼崎ワークセンターを開設し、兵庫県へエリア拡大
2018年4月	プライバシーマークを取得
2018年6月	つくばワークセンターを開設し、茨城県へエリア拡大
2019年4月	優良派遣事業者認定を取得
2019年4月	職業紹介優良事業者認定を取得
2019年5月	小山ワークセンターを開設し、栃木県へエリア拡大
2024年2月	高崎営業所を開設し、群馬県へエリア拡大
2024年4月	仙台営業所を開設し、宮城県へエリア拡大
2024年7月	鹿児島営業所を開設し、鹿児島県へエリア拡大
2025年5月	富士営業所を開設し、静岡県へエリア拡大
2025年10月	東京証券取引所TOKYO PRO Market及び福岡証券取引所Fukuoka PRO Marketに上場
2026年2月	宮崎営業所を開設し、宮崎県へエリア拡大
2026年2月	郡山営業所を開設し、福島県へエリア拡大

3 【事業の内容】

当社は、「人を大切にし、人の為に仕事をし、事業拡大と雇用拡大を以て社会に貢献する」という経営理念のもと、製造系人材サービス事業として、製造派遣、製造請負及び職業紹介を展開しております。

「正社員採用は派遣から」を経営目標に掲げ、顧客企業と派遣社員の接点を増やし、業務に必要なスキルや知識を習得するための研修プログラムを充実させ、ニーズに応じた質の高い人材の正社員転換を推進しております。

働く人々が働き甲斐を感じ、成長できる職場を提供しながら、企業としての成長にも貢献できるサービスの提供を目指しております。

当社の主な事業の内容、当該事業における位置付け及び事業系統図は、以下のとおりであります。

なお、当社は、人材サービス事業の単一セグメントであります。

（人材サービス事業）

イ 製造派遣

製造派遣は、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（以下「労働者派遣法」という。）に従い事業を行っており、自動車、電子機器、半導体部品をはじめとしたメーカーに対し派遣サービスを提供しております。

当社は厚生労働省より労働者派遣事業の許可を受け、顧客企業（派遣先企業）との間で労働者派遣契約を締結、また就業希望者との間で雇用契約を締結したうえで就業者を派遣先企業に派遣しております。派遣先企業に派遣された就業者は、派遣先企業の指揮命令の元で業務に従事し、労務管理は派遣先企業が行うこととなります。このように派遣契約においては、派遣労働者の雇用者（当社）と業務上の指揮命令者（派遣先企業）が異なることが特徴であります。

ロ 製造請負

製造請負は、電子部品メーカーに対しサービスを提供しております。「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準（昭和61年労働省告示第37号）」及び関連法令の規定に基づき、作業の実施・完了までの一連の業務を請け負い、当社と請負に従事する就業者との間で期間を定めた雇用契約を結ぶものであります。

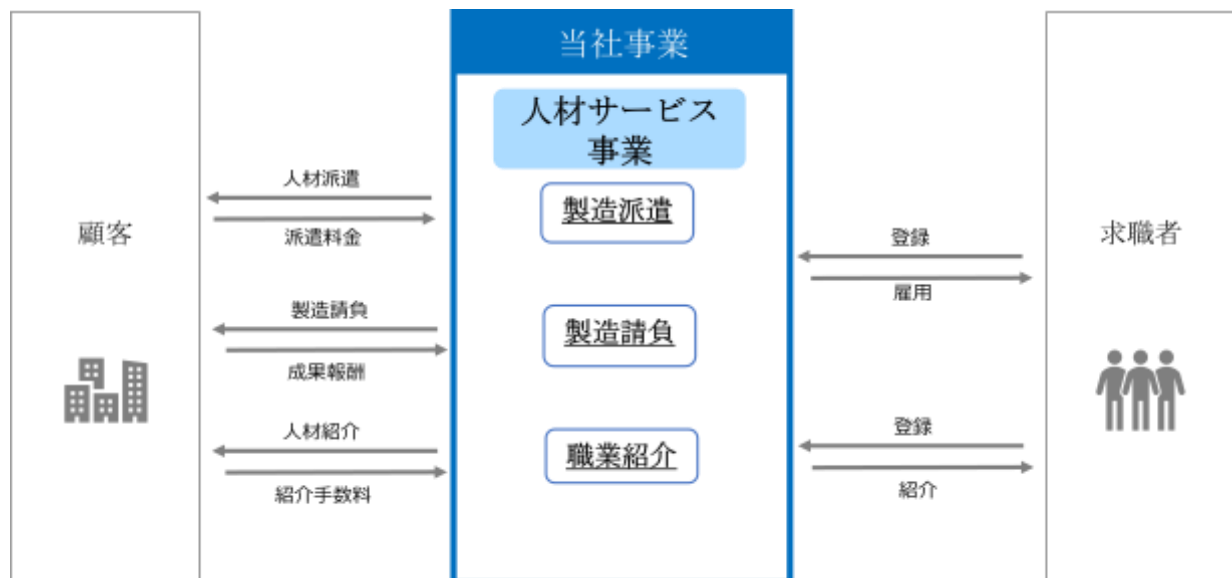
人材派遣契約では労働者への指揮命令は派遣先が行うのに対して、請負会社（当社）が、自ら指揮命令を行い、自社による生産体制や労務管理体制を構築しなければならないことが特徴であります。発注者（メーカー）からの注文に対し、自社管理体制のもとで加工等を行い、完成品を納品しております。

ハ 職業紹介

職業紹介は、転職を希望する求職者と、採用を希望する企業に対し求職者と企業との間における雇用関係の成立のあっせんをしております。求職者が当社に希望勤務内容を登録し、面談を通じてその希望やスキルに合った求人を紹介します。企業側に対しては、必要な人材ニーズをヒアリングし、求職者を紹介します。これにより、求職者と企業の双方のニーズを満たし、転職および採用を実現します。

当社の職業紹介は、成功報酬型を採用しており、当社が企業に紹介した求職者の採用が決定し、求職者が内定を承諾し、入社した段階で当社は採用企業側より手数料を得ております。さらに、求職者が入社後もスムーズに定着できるよう、定期的なフォローを実施し、入社後のサポートも提供しています。

事業の系統図は次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2026年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
195 [56]	34.7	4.4	4,071

セグメントの名称	従業員数(名)
人材サービス事業	169 [52]
全社(共通)	26 [4]
合計	195 [56]

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、契約社員）は、年間の平均人員（1日8時間換算）を〔 〕外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでおります。

3. 全社（共通）として記載されている従業員数は管理本部の人員数であります。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

（1）業績

当事業年度（2025年4月1日～2026年3月31日）における我が国経済は、雇用・所得環境に一定の改善が見られ、緩やかな回復基調で推移いたしました。一方、アメリカの通商政策の影響など、海外景気の下振れが国内景気を下押しするリスクがあり、先行きは不透明な状況が続いております。また、物価上昇の継続、金融資本市場の変動等の影響には十分注視する必要がある状況となりました。

こうした状況の下、当社におきましては、「正社員の採用は派遣から」の経営目標のもと、主要都市部への営業拠点の拡大・強化と、業務レベルの高い人材の採用・育成を通じた顧客工場内全工程でのシェア拡大に注力して参りました。主力の製造業向け人材派遣において、前期に発生した大手顧客の生産調整や直接雇用化に伴う減収要因に対し、機動的な営業展開と拠点間連携の強化を推し進めた結果、主要顧客からの受注に対する充足率が大幅に向上いたしました。これにより、派遣契約件数は当初予想を大きく上回って推移し、事業基盤のさらなる強化・拡大とともに、トップラインの力強い回復を実現いたしました。

その結果、売上高は12,819,960千円（前期比6.0%増）、営業利益は227,729千円（前期比18.9%増）、経常利益は223,836千円（前期比18.3%増）、当期純利益148,002千円（前期比31.3%減）となりました。

なお、当社は人材サービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

（2）キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）の残高は963,750千円（前事業年度末比97,471千円増）となりました。各キャッシュ・フローの状況と主な要因は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、獲得した資金は237,939千円（前事業年度は150,267千円の獲得）となりました。これは主に、税引前当期純利益222,197千円、未払費用の増加126,070千円が資金の増加要因となった一方で、売上債権の増加163,811千円が資金の減少要因として影響したためです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は113,578千円（前事業年度は1,964千円の使用）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出が111,835千円あったことによるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は26,889千円（前事業年度は137,140千円の使用）となりました。これは主に、長期借入れによる収入が100,000千円あった一方で、長期借入金の返済による支出が80,964千円、配当金の支払いによる支出44,000千円が資金の減少要因として影響したためです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は役務提供を中心とした人材サービス事業を行っており、提供するサービスの性質上、生産実績の記載になじまないため、当該記載はしていません。

(2) 受注状況

生産実績と同様の理由により、受注実績に関する記載はしていません。

(3) 販売実績

当事業年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前期比(%)
人材サービス事業	12,819,960	6.0

(注) 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績に対する割合が10%以上の相手先が存在しないため、記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

当社が対処すべき主な課題は、以下の項目と認識しております。文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

① 採用力の強化と人材確保

経済活動の回復に向けた人材ニーズの高まりにより、当社においても就業者の確保が課題であると認識しております。当社では、人材確保という課題に対し、テレビCMやSNS活用といったプロモーションへの投資を強化し、自社採用サイトをはじめとしたWeb媒体などを有効活用した採用活動を行っております。また、採用活動においても、人材の多様性に配慮し広い視野で実施し、Web面接を多用し、将来を担う優秀な人材の確保に努めてまいります。

② 人材育成への取り組み

製造領域における人材ニーズの高度化が進む中、就業者のスキルアップが課題であると認識しております。当社では、就業者が製造業務から有資格者などの高度な業務に就くことを積極的に支援しており、社内外研修やeラーニングを活用した、教育体制と就業者向けの教育プログラムを整備することで教育機会を増やし、個々のスキルアップ向上を図っております。

③ 事業ポートフォリオ戦略

当社では、人材派遣事業が売上高の約9割を占めております。当該事業はお客様との継続的な取引関係をベースとしており、「安定性」と「依存度」の2つの側面を持ち合わせている事業であることから、顧客の生産動向に当社の業績が大きく左右されることが課題であると認識しております。この課題の解決に向けて、次のコア領域となりうる業務請負、エンジニア派遣、外国人紹介、登録支援事業などでの事業拡大を目指し、M&Aや新たなパートナーシップの構築に取り組んでまいります。

④ 収益性の向上

当社が持続的に利益成長を続けていく上では、経営管理機能や事業運営基盤の強化に係るコストの増大が課題であると認識しております。この課題の解決に向けて、当社は、採用活動の効率化、システム化の推進、キャリアパスの明確化、キャリアコンサル機能の拡充、教育・研修体制の整備、現場管理機能の強化などに取り組むことで、生産性の向上に努めてまいります。

⑤ コーポレート・ガバナンスの推進

当社は持続的な成長と企業価値の向上を実現するため、コーポレート・ガバナンス体制の強化が重要と考え、的確かつ迅速な意思決定及び業務執行体制並びに適正な監督・監視体制の構築を図っております。また、経営の健全化、公正性の観点から、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めるため、当社全体で、リスク管理、内部統制、コンプライアンスへの取り組みを強化してまいります。

⑥ 財務体質の強化

当社の掲げる事業戦略の実現のためには、財務基盤の強化による安定的な資金調達が重要な課題となります。財務分析を行って自社の課題を把握し、健全な財務体質への改善及び財務管理体制の構築を行うことで、中長期的に安定した成長が可能な資金調達を行ってまいります。

4 【事業等のリスク】

発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が発行者の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

（１）特に重要なリスク

法的規制について

（人材サービス事業）

当社の人材サービス事業については「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（以下、「労働者派遣法」という）により規制される「労働者派遣事業」であり、法令に基づく厚生労働大臣への届出を行っております。また、有料職業紹介事業についても「職業安定法」に基づき、厚生労働大臣の許可を受けております。

当社の許可・届出状況

許認可の名称	監督官庁	許可番号	取得年月日	有効期限
労働者派遣事業 許可	厚生労働省（労働局）	派40-120008	2002年 1 月 1 日	2029年12月31日
有料職業紹介 事業許可	厚生労働省（労働局）	40-ユ-120006	2001年 3 月 1 日	2029年 2 月28日

なお、上記の許可・届出について、事業停止、許可取消及び事業廃止となる事由は労働者派遣法第14条及び第21条、並びに職業安定法第32条に定められております。本発行者情報公表日現在において、当社はこれら事業停止、許可取消及び事業廃止事由に該当する事実はありませんが、該当した場合には当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

（２）人材サービス事業のリスク

① 人材の確保について

当社は、顧客企業の要求に対応するため、派遣社員の安定的な確保が重要課題の一つと考えております。しかしながら、今後の雇用情勢や労働需要は先行き不透明であり、顧客企業の求める人材を確保することが困難となるような状況が生じた場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 他社との競合について

当社の人材サービス事業においては、同様の事業を営む企業が多数存在しており、これら企業との競合が生じております。当社では、近年の人手不足の影響による派遣社員の人件費高騰を受け、顧客企業との交渉により請求単価へ転嫁することで収益性の確保を図り、競争力の維持向上に努めておりますが、同業他社間における価格競争によって取引単価が低迷した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 顧客の業績等による影響について

当社の主要顧客であります製造業において、国内及び世界の経済環境が変化し、顧客企業の業績低迷や製造拠点の移転など派遣社員の稼働時間の削減を伴う変動が生じた場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、ICT、デジタル技術やロボット導入等が一層進展していく中、多くの業界において産業構造の転換が起きており、それによる人材需要の変化に対応できない場合、業績に影響を及ぼす可能性もあります。

④ 派遣社員の常用雇用について

当社の派遣社員は、有期雇用で契約する者だけでなく、無期雇用で契約している者も多くおります。一方で顧客企業との業務契約は有期限となっております。当社は、顧客企業のニーズに適応するための教育研修や新たな顧客企業の開拓等を通じて、派遣社員に対して常に就業案件が提供できるように努めておりますが、経営環境の急激な変化や当社の信用失墜によって、一斉に契約の終了や顧客企業からの発注が停止されるような事態が生じ

た場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 製造請負について

当社で行っている製造請負は労務管理と顧客企業の製品の生産、品質管理ほか、顧客企業の工場構内において製造業務を請け負っているため設備管理の責任も負っております。しかしながら、製造請負は、不良品の発生や顧客企業の設備破損等の責任を負わなければならないため、これらの事象が発生した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 労働災害等の発生について

当社の派遣社員が派遣先で業務上、または通勤途中において負傷・疾病・障がい・死亡となった場合には、「労働基準法」及び「労働者災害補償保険法」上、使用者である当社に災害補償義務が課せられます。当社では、派遣社員からの定期的なヒアリングにより、派遣先の就業環境におけるリスクの未然把握に努めておりますが、万が一、当該事象が発生した場合には、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑦ 顧客企業情報の管理について

当社の就業者は、顧客企業の生産計画や新製品の製造に関わる機密性が高い情報に接することがあります。当社においてはこれらの機密情報の扱いについて、派遣基本契約書等に、知り得た顧客企業の情報は第三者に開示、漏洩してはならないと記載されており、派遣社員に対しても顧客情報の取り扱いの教育を行うなど適正な運用管理を行っております。しかしながら、予期せぬ事態によりこれらの情報が漏洩した場合には、当社への損害賠償請求や社会的な信用低下等により、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑧ 業績の季節変動について

当社の事業において、毎年5月、8月、1月は連休等により稼働日が減少するため、売上高及び利益の減少を予想しております。顧客企業であるメーカーがさらに大型連休等を設定した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑨ 自然災害の発生に伴うリスクについて

当社の派遣先は主に顧客企業の工場ですが、当該地域において大規模な地震、風水害等の自然災害が発生し、顧客企業が被災したり、調達先の被災によりサプライチェーン上の混乱等が生じ、生産活動が停止又は制限された場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑩ 個人情報の管理について

当社は、派遣社員を含む社員、求職者等多くの個人情報を取り扱っており、この個人情報及び個人情報に係る全ての情報をもっとも重要な資産の一つと考えております。当社では、個人情報の保護に関する法律を遵守するとともに「プライバシーマーク」を取得し、個人情報保護方針を定め、個人情報保護規程に則り、社内運用体制の整備、定期的な研修、情報管理の徹底強化等、個人情報の厳正な管理に留意しております。しかしながら、個人情報の故意又は過失による漏洩や不正使用などの事態が生じた場合には、損害賠償を含む法的責任を追及される可能性があるほか、社会的な信用を悪化させ、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 担当J-Adviserとの契約の解除に関するリスクについて

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以下、「J-Adviser契約」とします。)を締結する義務があります。本発行者情報公表日時点において、当社がJ-Adviser契約を締結しているのは宝印刷株式会社(以下、「同社」とします。)であり、同社とのJ-Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り1か月)を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上

記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する1か月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでもJ-Adviser契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

＜J-Adviser契約上の義務＞

- ・特例に定める上場会社の義務を履行するとともに、同社がJ-Adviserの義務を履行するために必要な協力を行うこと
- ・取締役会関係資料、株主総会関係資料、経営管理に関する各種資料、その他同社が必要とする資料等を遅滞なく提出すること
- ・必要に応じて特例及び特例施行規則の内容及びその解釈について、同社から指導及び助言を受け、当社はその指導及び助言に従って行動すること

また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告無しでJ-Adviser契約を解除することができるものと定められております。

① 債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、当社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下「産競法」という。）第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（同社が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、同社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、当社が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書面に基づき行うものとする。

（a）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

ロ 産競法第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

（b）本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のa

から c までは掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと同社が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までは掲げる場合には当該 a から c までは定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 当社が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 当社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると同社が認めた日）
- c 当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、当社が次の a から c までは該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

- a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。
 - （a）当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること
 - （b）当社が前号 c に規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること
- b 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。
 - （a） TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと
 - （b） 前 a の（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと

⑤ 事業活動の停止

当社が事業活動を停止した場合（当社及びその連結子会社の事業活動が停止されたと同社が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までは掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と同社が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までは掲げる場合には当該 a から c までは掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日
 - （a） TOKYO PRO Marketの上場株券等
 - （b） 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等
- b 当社が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
- c 当社が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、i の2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i から vii ま

でと同等の効果をもたらすと認められる行為)で定める行為(以下本号において「吸収合併等」という。)を行った場合に、当社が実質的な存続会社でないと同社が認めた場合

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により当社の支配株主(当社の親会社又は当社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者)が異動した場合(当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると同社が認めるとき

⑧ 発行情報等の提出遅延

当社が提出の義務を有する特定証券情報、発行情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、同社がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合

b 当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。)が記載され、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合

⑩ 法令違反及び上場契約違反等

当社が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪ 株式事務代行機関への委託

当社が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫ 株式の譲渡制限

当社がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬ 完全子会社化

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭ 指定振替機関における取扱い

当社が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮ 株主の権利の不当な制限

当社が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合をいう。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収への対抗処置(以下「ライツプラン」という。)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入(実質的に買収への対抗処置の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。)

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定(持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であると同社が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。)

d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定

e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式(取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。)の発行に係る決議又は決定

f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

⑯ 全部取得

当社がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合

⑰ 株式等売渡請求による取得

特別支配株主が当社の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

⑱ 株式併合

当社が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

⑲ 反社会的勢力の関与

当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと当社が認めるとき

⑳ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、同社若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東京証券取引所へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。なお、本発行者情報公表日時点において、J-Adviser契約の解約につながる上記の事象は発生していません。

(4) 担当F-Adviserとの契約の解除に関するリスクについて

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、Fukuoka PRO Market上場企業は、福岡証券取引所より認定を受けたいずれかの担当F-Adviserと、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以下、「F-Adviser契約」とします。)を締結する義務があります。本発行者情報公表日時点において、当社がF-Adviser契約を締結しているのは宝印刷株式会社(以下、「同社」とします。)であり、同社とのF-Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り1か月)を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、F-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する1か月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでもF-Adviser契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当F-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のFukuoka PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

<F-Adviser契約上の義務>

- ・ 特例に定める上場会社の義務を履行するとともに、同社がF-Adviserの義務を履行するために必要な協力を行うこと
 - ・ 取締役会関係資料、株主総会関係資料、経営管理に関する各種資料、その他同社が必要とする資料等を遅滞なく提出すること
 - ・ 必要に応じて特例及び特例施行規則の内容及びその解釈について、同社から指導及び助言を受け、当社はその指導及び助言に従って行動すること
- また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告無しでF-Adviser契約を解除することができるものと定められております。

① 債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内(審査対象事業年度の末日の翌日

から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、当社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下「産競法」という。）第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなすることを計画している場合（同社が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、同社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、当社が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書面に基づき行うものとする。

（a）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

ロ 産競法第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

（b）本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと同社が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 当社が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 当社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると同社が認めた日）

c 当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、当社が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。

（a）当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること

(b) 当社が前号 c に規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること

b 当該再建計画に次の (a) 及び (b) に掲げる事項が記載されていること。

(a) Fukuoka PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものでないこと

(b) 前 a の (a) に規定する見込みがある旨及びその理由又は同 (b) に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと

⑤ 事業活動の停止

当社が事業活動を停止した場合（当社及びその連結子会社の事業活動が停止されたと同社が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までの掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と同社が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までの掲げる場合には当該 a から c までの掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の (a) 又は (b) に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前（休業日を除外する。）の日

(a) Fukuoka PRO Market の上場株券等

(b) 特例第 132 条の規定の適用を受け、速やかに Fukuoka PRO Market に上場される見込みのある株券等

b 当社が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会（普通投資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

c 当社が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第 3 号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、i の 2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i から vii ままでと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、当社が実質的な存続会社でないと同社が認めた場合

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により当社の支配株主（当社の親会社又は当社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると同社が認めるとき

⑧ 発行情報等の提出遅延

当社が提出の義務を有する特定証券情報、発行情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、当社がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合

b 当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべき事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合

⑩ 法令違反及び上場契約違反等

当社が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪ 株式事務代行機関への委託

当社が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなるこ

とが確実となった場合

⑫ 株式の譲渡制限

当社がFukuoka PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬ 完全子会社化

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭ 指定振替機関における取扱い

当社が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮ 株主の権利の不当な制限

当社が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると当社が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると当社が認めた場合をいう。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収への対抗措置（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収への対抗措置の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であると同社が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）

d Fukuoka PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定

e Fukuoka PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がFukuoka PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定

f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

⑯ 全部取得

当社がFukuoka PRO Marketに上場している当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

⑰ 株式等売渡請求による取得

特別支配株主が当社の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

⑱ 株式併合

当社が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

⑲ 反社会的勢力の関与

当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がFukuoka PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと同社が認めるとき

⑳ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、同社若しくは福岡証券取引所が上場廃止を適当と認めた場合

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が証券会員制法人福岡証券取引所へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。なお、本発行者情報公表日時点において、F-Adviser契約の解約につながる上記の事象は発生しておりません。

5 【重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

（１）重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表において採用している重要な会計方針は、「第6【経理の状況】1.【財務諸表等】（１）【財務諸表】【注記事項】（重要な会計方針）」に記載のとおりであります。

また、この財務諸表の作成にあたりまして、経営者による会計上の見積りを必要とします。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や現状等を総合的に勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。この財務諸表の作成に用いた会計上の見積りのうち重要なものは、「第6【経理の状況】1.【財務諸表等】（１）【財務諸表】【注記事項】（重要な会計上の見積り）」に記載のとおりであります。

（２）財政状態の分析

当事業年度末の財政状態につきましては、次のとおりであります。

（流動資産）

当事業年度末における流動資産の残高は、2,442,499千円（前事業年度末は2,128,479千円）となり314,019千円増加しました。現金及び預金が97,471千円増加、売掛金が163,811千円増加、その他流動資産が57,326千円増加したことが主な要因であります。

（固定資産）

当事業年度末における固定資産の残高は、403,225千円（前事業年度末は315,526千円）となり87,698千円増加しました。繰延税金資産が15,401千円減少した一方で、有形固定資産が101,929千円増加したことが主な要因であります。

（流動負債）

当事業年度末における流動負債の残高は、1,762,164千円（前事業年度末は1,461,587千円）となり300,577千円増加しました。未払費用が126,139千円増加、未払消費税等が80,099千円増加したことが主な要因であります。

（固定負債）

当事業年度末における固定負債の残高は、324,845千円（前事業年度末は327,706千円）となり2,861千円減少しました。役員退職慰労引当金が6,925千円増加、リース債務が5,582千円増加した一方で、長期借入金が14,324千円減少したことが主な要因であります。

（純資産の部）

当事業年度末における純資産は、758,714千円（前事業年度末は654,712千円）となり104,002千円増加しました。当期純利益148,002千円の計上による増加と配当金44,000千円の支払いにより利益剰余金が104,002千円増加したことが主な要因であります。

（３）経営成績の分析

「1【業績等の概要】（１）業績」に記載のとおりであります。

（４）経営成績に重要な影響を与える要因

「4【事業等のリスク】」に記載のとおりであります。

（５）キャッシュ・フローの状況の分析

「1【業績等の概要】（２）キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第4 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

(1) 重要な設備の新設等

当事業年度における設備投資の総額は120,367千円であり、その主な内容は、日本語学校事業用の土地及び建物の取得並びに取得した施設を日本語学校事業用施設として使用するための改修工事であります。このうち、当事業年度末時点で工事が未了の改修工事費用83,226千円については、建設仮勘定として計上しております。

(2) 重要な設備の除却等

当事業年度における重要な除却、売却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

当社の主要な設備は、次のとおりであります。

2026年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
			建物 及び構築物	土地 (面積㎡)	その他	合計	
行橋寮 (福岡県行橋市)	人材サービス 事業	寮	9,086	21,249 (1,335)	—	30,335	— (—)
伊万里寮 (佐賀県伊万里市)	人材サービス 事業	寮	159,305	25,037 (2,652)	1,139	185,482	— (—)

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 帳簿価額のうち「その他」は、水道施設利用権であります。
3. 従業員数の()は臨時従業員数を外書きにしております。
4. 上記の他、営業所店舗等を賃借しており、年間の賃借料は、総額109,221千円であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

2026年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)				
当社	教育用施設 (福岡県 筑後市)	教育及び 研修施設	116	111	銀行借入	2025年7月	2026年4月	(注)

(注) 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	事業年度末現在発行数(2026年3月31日)(株)	公表日現在発行数(2026年6月25日)(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,000,000	3,000,000	1,000,000	1,000,000	東京証券取引所(TOKYO PRO Market) 福岡証券取引所(Fukuoka PRO Market)	単元株式数は100株であります。
計	4,000,000	3,000,000	1,000,000	1,000,000	—	—

- (注) 1. 2025年6月11日開催の取締役会決議により、2025年6月27日付で普通株式1株を5,000株に株式分割しております。これにより、発行済株式総数は999,800株増加し、1,000,000株となっております。また、当該株式分割に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は3,999,200株増加し、4,000,000株となっております。
2. 2025年6月26日開催の定時株主総会決議に基づき、2025年6月26日付けで定款変更を行い、100株を1単元とする単元株制度を導入しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2025年6月27日 (注)	999,800	1,000,000	—	100,000	—	—

- (注) 2025年6月11日開催の取締役会決議により、2025年6月27日付で普通株式1株につき5,000株の割合で株式分割をしております。これにより発行済株式総数は 999,800 株増加し、1,000,000 株となっております。

(6) 【所有者別状況】

2026年3月31日現在

2020年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	—	—	2	—	—	—	2	—
所有株式数（単元）	—	—	—	10,000	—	—	—	10,000	—
所有株式数の割合（%）	—	—	—	100.00	—	—	—	100.00	—

(7) 【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社センターロック	福岡県福津市中央六丁目8番地5	999,000	99.9
株式会社アルテクス	福岡県福岡市早良区百道浜二丁目1番22	1,000	0.1
計	—	1,000,000	100.0

(注)株式会社センターロックは、2025年7月18日に株式会社ジェイウェイブホールディングスから商号変更いたしました。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1, 000, 000	10, 000	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1, 000, 000	—	—
総株主の議決権	—	10, 000	—

(注) 1. 2025年6月11日開催の取締役会決議により、2025年6月27日付で普通株式1株を5,000株に株式分割しております。これにより、発行済株式総数は999,800株増加し、1,000,000株となっております。

2. 2025年6月26日開催の定時株主総会決議に基づき、2025年6月26日付で定款変更を行い、100株を1単位とする単元株制度を導入しております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社では株主に対する利益還元を経営上の重要課題として認識し、経営環境を鑑み、業績の推移及び中長期経営計画に基づく財務体質を勘案し、継続的かつ安定的に配当を実施するため、期末配当による年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。当社は中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

なお、内部留保資金につきましては、将来の事業展開のための投資に充てることにより、業績の向上に努め、財務体質の強化を図ってまいります。

以上の方針に則り、当事業年度の剰余金の期末配当につきましては1株につき29.00円といたしました。今後の配当につきましては、財政状態、経営成績及び今後の事業計画を勘案し内部留保とのバランスを図りながらその実施を検討する所存であります。

基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）
2026年6月25日 定時株主総会決議	29,000	29.00

4 【株価の推移】

（1）【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第25期	第26期	第27期
決算年月	2024年3月	2025年3月	2026年3月
最高（円）	—	—	1,024
最低（円）	—	—	1,024

（注）最高・最低株価は、東京証券取引所（TOKYO PRO Market）及び福岡証券取引所（Fukuoka PRO Market）におけるものです。なお、2025年10月23日をもって東京証券取引所（TOKYO PRO Market）及び福岡証券取引所（Fukuoka PRO Market）へ上場したため、それ以前の株価については該当事項はありません。

（2）【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年10月	11月	12月	2026年1月	2月	3月
最高（円）	1,024	—	—	—	—	—
最低（円）	1,024	—	—	—	—	—

（注）最高・最低株価は、東京証券取引所（TOKYO PRO Market）及び福岡証券取引所（Fukuoka PRO Market）における取引価格であります。

5 【役員の状況】

男性 6 名 女性 1 名 (役員のうち女性の比率—%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数 (株)
代表取締役	社長	山下 智裕	1992年 7 月 7 日	2015年 4 月 2016年 3 月 2019年 4 月 2020年10月 2023年10月	株式会社MDI 入社 当社入社 当社事業管理本部 課長 当社総務部 課長 当社代表取締役社長 (現任)	(注) 2	(注) 4	—
取締役	西日本 事業本部 本部長	手塚 晃一	1967年 5 月20日	1994年 4 月 2003年 6 月 2013年 2 月 2014年10月 2023年 4 月 2023年 7 月 2023年10月	株式会社アクティス 入社 当社入社 当社取締役東日本事業部長 当社専務取締役事業管理本部長 兼西日本事業部長 当社副社長兼専務取締役 当社専務取締役 西日本事業部長 当社取締役西日本事業本部本部長 (現任)	(注) 2	(注) 4	—
取締役	東日本 事業本部 本部長	向島 真一	1970年10月 1 日	1994年 4 月 2003年 3 月 2017年 4 月 2018年 2 月 2019年 2 月 2020年 8 月 2023年10月	ミリオン貿易株式会社 入社 当社入社 当社長崎エリア事業部長 当社事業管理本部長 当社取締役東日本事業部長 当社常務取締役関東事業部部長 当社取締役東日本事業本部本部長 (現任)	(注) 2	(注) 4	—
取締役	管理本部 経理部 部長	清水 智基	1973年11月 2 日	1998年 4 月 2003年 8 月 2014年10月 2017年 4 月 2022年 8 月	第一交通産業株式会社 入社 当社入社 当社総務部経理課 課長 当社経理部 部長 当社取締役管理本部 経理部 部長 (現任)	(注) 2	(注) 4	—
取締役	管理本部 本部長	石川 元貴	1990年 5 月11日	2013年 4 月 2019年 4 月 2022年10月 2023年10月	当社入社 当社事業管理本部 課長 当社経営企画課 課長 当社取締役管理本部 本部長 (現任)	(注) 2	(注) 4	—
常勤 監査役	—	靄 国彦	1960年11月22日	1984年 3 月 2004年 4 月 2006年 6 月 2015年11月 2016年 2 月 2017年 4 月 2022年 7 月	ローム福岡株式会社 入社 ローム福岡株式会社 人事部/経 理部/情報システム部・統括部長 ROHM ELECTRONICS PHILIPPINES, INC 社長 ローム株式会社 顧問 ローム滋賀株式会社 総務部長 当社顧問 当社社外監査役 (現任)	(注) 3	(注) 4	—
計								—

(注) 1. 監査役 靄 国彦は、社外監査役であります。

2. 2025年 6 月26日開催の定時株主総会終結の時から2027年 3 月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

3. 2025年 6 月26日開催の定時株主総会終結の時から2029年 3 月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

4. 2026年 3 月期における役員報酬の総額は、53,940千円を支給しております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は「人を大切にし、人の為に仕事をし、事業拡大と雇用拡大を以って社会に貢献する」という経営理念に基づき事業活動を行っており、この経営理念を実現するため経営管理機能の充実と経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体制の確立を目指しております。その為には、社会からの信頼を得られる経営管理組織の運用強化が必要であり、コーポレート・ガバナンスの実効性の確保、企業倫理に根ざした企業活動、経営の透明性の向上などに取り組んでおります。

② 会社の機関の内容およびコーポレート・ガバナンス体制について

1) 取締役会

当社の取締役会は、取締役5名で構成されており、毎月1回開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

取締役会では、法令及び定款、取締役会規程、経営の基本方針の定めるところにより、経営に関する重要事項などについて意思決定を行うとともに、取締役の職務の執行を監督しております。また、取締役会には監査役が出席し、必要に応じて意見陳述を行う等、取締役の業務執行状況を監督しております。

2) 監査役

当社の監査役は、社外監査役1名で構成されております。監査役は監査役監査基準に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、取締役会に出席し、取締役の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

3) 内部監査

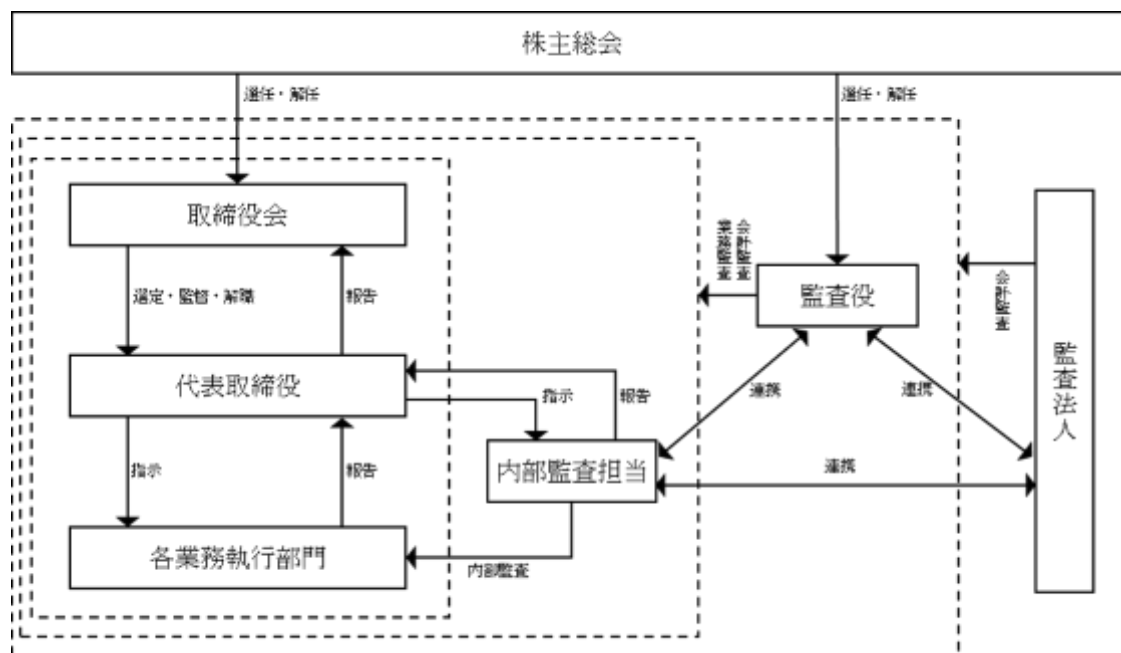
当社の内部監査は、独立性を確保するために代表取締役が指名した者が内部監査を担当しております。内部監査担当者は、内部監査計画に基づき監査役と連携して本社及び各支店等への内部監査を実施し、代表取締役社長に内部監査の実施状況等の報告を行っております。代表取締役社長は監査結果を受け、被監査部門に対し、監査結果及び改善指示書を通達し、必要に応じ改善状況報告書を提出させることとしております。

また、内部監査従事者を事務局として、監査役及び監査法人との間で三様監査ミーティングを開催し、相互の監査情報を共有して意見交換を図るなど密接に連携しながら、内部統制機能の充実に努めております。

4) 会計監査

当社は昭和監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項及び証券会員制法人福岡証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第127条第3項の規定に基づく監査を受けております。監査を執行した公認会計士は田島崇充、近藤哲生の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士1名、その他2名であります。なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、次のとおりです。



③ 内部統制システムの整備の状況について

当社は、職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

④ 社外取締役および社外監査役との関係について

当社では、社外監査役を1名選任しております。社外監査役は、経営に対する監視、監督機能を担っております。社外取締役及び社外監査役の選任に当たり、会社法上の社外取締役及び社外監査役の要件に加え、経歴や当社との関係を踏まえ、当社経営陣からの独立した立場で、社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。

社外監査役の鶴 国彦は、事業会社における豊富な知識と経験を有しており、当社の社外監査役として適任であると判断しております。同氏と当社との間に人的関係・資本的関係又は取引関係その他の利害関係は有しておりません。

なお、当社は、社外取締役の重要性については認識しておりますが、当社の経営規模・体制を総合的に勘案すると、ガバナンスは適正に構築、運営されていることを踏まえ、社外取締役を設置しておりません。今後、経営における社外取締役の役割について、十分な議論と検証を重ね、設置の必要性があると判断する場合には、具体的な検討を行ってまいりたいと存じます。

⑤ リスク管理体制の整備の状況

当社は、想定される事業リスクを最小限に留めるべく、リスク・コンプライアンス管理規程、内部監査規程等の社内規程を定めるとともに、各種規程に沿った業務を遂行することで社内チェック・牽制機能を働かせております。

また、当社は企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

⑥ 役員報酬の内容

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	非金銭報酬等	
取締役（社外取締役を除く）	46,680	46,680	—	—	5
監査役（社外監査役を除く）	—	—	—	—	—
社外役員	7,260	7,260	—	—	1

⑦ 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

⑧ 取締役及び監査役の定数

当社の取締役は5名以内、監査役は3名以内とする旨を定款に定めております。

⑨ 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

⑩ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑪ 自己株式の取得

当社は、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑫ 中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議により中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

⑬ 株式の保有状況

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近事業年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)
発行者	8,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査法人に対する報酬に関する方針は、監査計画の内容について有効性・効率性の観点から監査法人と協議を行い、当社の事業規模等を勘案して監査報酬額を決定しております。

第6 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項及び証券会員制法人福岡証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第115条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項及び証券会員制法人福岡証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第127条第3項の規定に基づき、当事業年度(2025年4月1日から2026年3月31日まで)の財務諸表について、暁和監査法人による監査を受けております。

3 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年 3 月31日)	当事業年度 (2026年 3 月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	866, 279	963, 750
売掛金	※ 1 1, 200, 656	※ 1 1, 364, 468
前払費用	16, 686	12, 153
その他	45, 277	102, 604
貸倒引当金	△421	△477
流動資産合計	2, 128, 479	2, 442, 499
固定資産		
有形固定資産		
建物	201, 917	221, 831
減価償却累計額	△33, 057	△44, 644
建物（純額）	168, 859	177, 187
構築物	20, 953	18, 612
減価償却累計額	△5, 324	△6, 483
構築物（純額）	15, 628	12, 128
船舶	10, 101	10, 101
減価償却累計額	△8, 574	△9, 338
船舶（純額）	1, 527	763
工具、器具及び備品	5, 238	5, 855
減価償却累計額	△3, 224	△4, 061
工具、器具及び備品（純額）	2, 014	1, 793
土地	46, 286	54, 364
リース資産	3, 300	11, 832
減価償却累計額	△330	△2, 080
リース資産（純額）	2, 970	9, 751
建設仮勘定	—	83, 226
有形固定資産合計	237, 286	339, 215
無形固定資産		
ソフトウェア	4, 187	1, 092
その他	1, 240	1, 139
無形固定資産合計	5, 427	2, 232
投資その他の資産		
長期前払費用	2, 352	6, 610
繰延税金資産	37, 928	22, 526
その他	32, 531	32, 639
投資その他の資産合計	72, 811	61, 776
固定資産合計	315, 526	403, 225
資産合計	2, 444, 006	2, 845, 724

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	64,284	97,644
リース債務	726	2,603
未払金	44,687	50,284
未払費用	1,077,201	1,203,341
未払法人税等	5,742	58,793
未払消費税等	175,164	255,263
前受金	※2 990	※2 113
預り金	68,527	69,937
賞与引当金	24,264	24,184
流動負債合計	1,461,587	1,762,164
固定負債		
長期借入金	305,361	291,037
リース債務	2,541	8,123
役員退職慰労引当金	16,405	23,330
資産除去債務	3,399	2,354
固定負債合計	327,706	324,845
負債合計	1,789,293	2,087,010
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
利益剰余金		
利益準備金	25,000	25,000
その他利益剰余金	529,712	633,714
繰越利益剰余金	529,712	633,714
利益剰余金合計	554,712	658,714
株主資本合計	654,712	758,714
純資産合計	654,712	758,714
負債純資産合計	2,444,006	2,845,724

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)	当事業年度 (自 2025年 4 月 1 日 至 2026年 3 月31日)
売上高	※ 1 12,091,970	※ 1 12,819,960
売上原価	10,388,782	10,946,667
売上総利益	1,703,187	1,873,293
販売費及び一般管理費	※ 2 1,511,709	※ 2 1,645,563
営業利益	191,478	227,729
営業外収益		
受取利息	305	1,331
助成金収入	314	221
還付加算金	262	—
受取手数料	287	497
その他	124	211
営業外収益合計	1,293	2,261
営業外費用		
支払利息	3,385	4,989
その他	97	1,165
営業外費用合計	3,482	6,155
経常利益	189,289	223,836
特別利益		
寄付金収入	※ 3 100,000	—
特別利益合計	100,000	—
特別損失		
固定資産除却損	※ 4 0	※ 4 1,638
特別損失合計	0	1,638
税引前当期純利益	289,289	222,197
法人税、住民税及び事業税	5,742	58,793
法人税等調整額	67,985	15,401
法人税等合計	73,728	74,195
当期純利益	215,561	148,002

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)		当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 労務費		10,104,983	97.3	10,669,829	97.5
II 経費	※	283,798	2.7	276,838	2.5
売上原価		10,388,782	100.0	10,946,667	100.0

※主な内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
広告宣伝費(千円)	270,323	264,354

(原価計算方法)

当社の原価計算は個別原価計算によっております。

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	
		利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
			繰越利益 剰余金			
当期首残高	100,000	25,000	314,150	339,150	439,150	439,150
当期変動額						
当期純利益			215,561	215,561	215,561	215,561
当期変動額合計	-	-	215,561	215,561	215,561	215,561
当期末残高	100,000	25,000	529,712	554,712	654,712	654,712

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	
		利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
			繰越利益 剰余金			
当期首残高	100,000	25,000	529,712	554,712	654,712	654,712
当期変動額						
剰余金の配当			△44,000	△44,000	△44,000	△44,000
当期純利益			148,002	148,002	148,002	148,002
当期変動額合計	－	－	104,002	104,002	104,002	104,002
当期末残高	100,000	25,000	633,714	658,714	758,714	758,714

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2025年 4 月 1 日 至 2026年 3 月 31 日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	289,289	222,197
減価償却費	21,568	19,995
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△6,997	56
賞与引当金の増減額(△は減少)	4,464	△80
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	9,265	6,925
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△10,769	—
受取利息	△305	△1,331
支払利息	3,385	4,989
寄付金収入	△100,000	—
固定資産除却損	0	1,638
売上債権の増減額(△は増加)	41,968	△163,811
立替金の増減額(△は減少)	△19,516	△57,317
未払金の増減額(△は減少)	646	5,597
未払費用の増減額(△は減少)	△214,665	126,070
未払消費税等の増減額(△は減少)	△8,828	80,099
その他	△401	2,242
小計	9,103	247,270
利息の受取額	305	1,331
利息の支払額	△3,336	△4,920
寄付金の受取額	100,000	—
法人税等の支払額又は還付額(△は支払)	44,194	△5,742
営業活動によるキャッシュ・フロー	150,267	237,939
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△218	△111,835
敷金及び保証金の差入による支出	△2,479	△2,274
敷金及び保証金の回収による収入	733	2,166
資産除去債務の履行による支出	—	△1,635
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,964	△113,578
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(△は減少)	△60,000	—
長期借入れによる収入	—	100,000
長期借入金の返済による支出	△76,777	△80,964
リース債務の返済による支出	△363	△1,925
配当金の支払額	—	△44,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△137,140	△26,889
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	11,163	97,471
現金及び現金同等物の期首残高	855,116	866,279
現金及び現金同等物の期末残高	※ 866,279	※ 963,750

【注記事項】

（重要な会計方針）

1. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3年～19年
構築物	10年～15年
船舶	5年
工具、器具及び備品	4年～6年

（2）無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

（3）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

2. 引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

（2）賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

（3）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

（4）退職給付引当金

従業員の退職金の支給に備えるため、退職金規程に基づく期末要支給額を計上することとしております。

なお、当期末においては退職給付債務が発生していないと認められるため、退職給付引当金は計上しておりません。

3. 収益及び費用の計上基準

人材サービス事業においては、派遣スタッフを顧客である企業等へ派遣する「労働者派遣事業」を行っております。人材サービスの履行義務は、当社と雇用契約を締結した派遣スタッフが派遣先企業に派遣され、契約で決められた期間にわたって、約束した派遣サービスを提供することであり、契約期間にわたり稼働時間の経過につれて充足されると判断し、稼働時間をもとに収益を認識しております。なお、取引の対価は履行義務を充足してから概ね1か月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

該当事項ありません。

(重要な会計上の見積り)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
繰延税金資産	37,928	22,526

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の回収可能性の判断にあたっては、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号)に基づいて企業の分類を行い、繰延税金資産は、将来の課税所得見込額、当事業年度末における将来減算一時差異等のスケジューリング等を考慮して、将来減算一時差異が解消されるときに課税所得が見込まれ、税金負担額を軽減することができると認められる範囲内で計上しております。繰延税金資産は、決算日において国会等で成立している税率に基づいて、当該資産が実現される年度に適用されると予想される税率を見積り、算定しております。

将来の課税所得については、過去の業績や近い将来に経営環境に著しい変化が見込まれないかなどを勘案し、将来一定水準の課税所得が生じると見込んでいますが、業績の悪化等及び金融情勢、その時点の業績や将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があります。また、業績の悪化等により企業の分類の変更となった場合は、翌事業年度の財務諸表における繰延税金資産や法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日)ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

(2) 適用予定日

2028年3月期より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

前事業年度において「営業活動におけるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「立替金」は、金額の重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替を行っております。結果、前事業年度のキャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた△19,516千円を「立替金」として組替を行っております。

(貸借対照表関係)

- ※1 売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、「(収益認識関係) 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報(1) 顧客との契約から生じた債権の残高等」に記載しております。
- ※2 前受金のうち、契約負債の金額は、「(収益認識関係) 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報(1) 顧客との契約から生じた債権の残高等」に記載しております。

(損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「(収益認識関係) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)	当事業年度 (自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月 31日)
役員報酬	47,090千円	53,940千円
給料及び手当	920,009 "	989,943 "
賞与引当金繰入額	21,451 "	16,922 "
法定福利費	139,295 "	149,148 "
役員退職慰労引当金繰入額	9,265 "	6,925 "
退職給付費用	△10,557 "	— "
貸倒引当金繰入額	△6,598 "	56 "
減価償却費	21,568 "	19,995 "
地代家賃	103,520 "	109,221 "
おおよその割合		
販売費	1.9%	2.1%
一般管理費	98.1 "	97.9 "

※3 寄付金収入

当社の元代表取締役が代表取締役を務めている法人より、当社の今後の事業活動への支援のために受領したものであります。

※4 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)	当事業年度 (自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月 31日)
構築物	— 千円	1,638千円
工具、器具及び備品	0 "	— "
計	0千円	1,638千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	200	—	—	200

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	44,000	220,000	2025年3月31日	2025年6月26日

(注) 当社は、2025年6月27日付で普通株式1株につき5,000株の割合で株式分割を行っております。2025年6月26日定時株主総会決議による1株当たり配当額につきましては、当該株式分割前の金額を記載しております。

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	200	999,800	—	1,000,000

(注) 普通株式の増加999,800株は、2025年6月27日付の株式分割によるものであります。

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月26日 定時株主総会	普通株式	44,000	220,000	2025年3月31日	2025年6月26日

(注) 当社は、2025年6月27日付で普通株式1株につき5,000株の割合で株式分割を行っております。2025年6月26日定時株主総会決議による1株当たり配当額につきましては、当該株式分割前の金額を記載しております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	29,000	29.00	2026年3月31日	2026年6月26日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
現金及び預金	866,279千円	963,750千円
現金及び現金同等物	866,279千円	963,750千円

(リース取引関係)

リース取引に係る注記は、重要性が乏しいと判断されるため記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については主に銀行等金融機関からの借入により行っております。

なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。売掛金に係る信用リスクは、「与信管理規程」等に沿ってリスク低減を図っております。

営業債務である未払費用は、そのほとんどが1ヶ月以内の期日のものであります。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）は、主に運転資金及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、借入期間は最長のもので7年であります。

借入金は流動性リスクに晒されておりますが、月次で資金繰り表を作成し、資金繰り動向を把握・管理しております。また、長期借入金は金利変動リスクに晒されておりますが、現状の低い金利水準を鑑み、金利変動リスクを回避するためのデリバティブ取引は利用しておりません。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

前事業年度(2025年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金(※3)	369,645	369,645	—
合計	369,645	369,645	—

(※1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 「売掛金」、「未払金」、「未払費用」、「未払消費税等」については、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※3) 変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映するため、時価が帳簿価額に近似することから、当該帳簿価額によっております。また、1年内返済予定の長期借入金64,284千円を含めて記載しております。

当事業年度(2026年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金(※3)	388,681	388,681	—
合計	388,681	388,681	—

(※1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 「売掛金」、「未払金」、「未払費用」、「未払法人税等」、「未払消費税等」、「預り金」については、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※3) 変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映するため、時価が帳簿価額に近似することから、当該帳簿価額によっております。また、1年内返済予定の長期借入金97,644千円を含めて記載しております。

(注1)金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(2025年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	866,279	—	—	—
売掛金	1,200,656	—	—	—
合計	2,066,936	—	—	—

当事業年度(2026年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	963,750	—	—	—
売掛金	1,364,468	—	—	—
合計	2,328,219	—	—	—

(注2)長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度(2025年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	64,284	64,284	64,284	64,284	64,284	48,225
合計	64,284	64,284	64,284	64,284	64,284	48,225

当事業年度(2026年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	97,644	97,644	80,884	64,284	48,225	—
合計	97,644	97,644	80,884	64,284	48,225	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度(2025年3月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金(1年内返済予定を含む)	—	369,645	—	369,645
負債計	—	369,645	—	369,645

当事業年度(2026年3月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金(1年内返済予定を含む)	—	388,681	—	388,681
負債計	—	388,681	—	388,681

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映するため、時価が帳簿価額に近似することから、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度を採用しております。

非積立型の確定給付制度では、退職金規程に基づき、従業員の勤続年数に基づいて算定された一時金を支給しております。なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)			
	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	
退職給付引当金の期首残高	10,769	—	
退職給付費用	△10,557	—	
退職給付の支払額その他	△212	—	
退職給付引当金の期末残高	—	—	

(2) 退職給付引当金の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)			
	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)	
非積立型制度の退職給付債務	—	—	
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	—	—	
退職給付引当金	—	—	
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	—	—	

3. 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用は前事業年度△10,557千円、当事業年度はありません。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2025年 3 月31日)		当事業年度 (2026年 3 月31日)	
繰延税金資産				
税務上の繰越欠損金	22,178	千円	—	千円
賞与引当金	8,312	〃	8,491	〃
役員退職慰労引当金	5,759	〃	8,191	〃
未払事業税	—	〃	5,640	〃
未払費用	5,435	〃	6,813	〃
資産除去債務	1,193	〃	826	〃
その他	1,215	〃	856	〃
繰延税金資産小計	44,095	千円	30,819	千円
評価性引当額	△5,759	〃	△8,191	〃
繰延税金資産合計	38,335	千円	22,628	千円
繰延税金負債				
資産除去債務に対応する除去費用	△406	千円	△101	千円
繰延税金負債合計	△406	千円	△101	千円
繰延税金資産純額	37,928	千円	22,526	千円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその他繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度 (2025年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金 (※ 1)	—	—	—	—	—	22,178	22,178
評価性引当額	—	—	—	—	—	—	—
繰延税金資産 (※2)	—	—	—	—	—	22,178	22,178

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(※2) 翌事業年度以降において、課税所得が見込まれることにより、税務上の繰越欠損金は回収可能と判断しております。

当事業年度 (2026年3月31日)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

前事業年度の注記において、繰延税金資産の「その他」に含めて表示していた「未払費用」は当事業年度において金額的重要性が増したため、独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度について注記の組み替えを行っています。

この結果、前事業年度において、繰延税金資産の「その他」に表示していた6,650千円は「未払費用」5,435千円、「その他」1,215千円として組み替えています。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
法定実効税率	34.3%	—%
(調整)		
住民税均等割等	2.0%	—%
受贈益の益金不算入	△11.8%	—%
評価性引当額の増減	1.0%	—%
その他	△0.0%	—%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.5%	—%

(注) 当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務に係る注記は、重要性が乏しいと判断されるため記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

当社は、福岡県及び佐賀県において、社員寮(土地を含む。)を有しております。これらの社員寮は従来の目的に加えて、空き部屋を外部に賃貸しており、現在は一般向け賃貸の比率が大きくなっております。

前事業年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は△5,276千円(賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は販売費及び一般管理費に計上)であります。当事業年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は△5,106千円(賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は販売費及び一般管理費に計上)であります。

また、当該賃貸等不動産は、貸借対照表上「建物」「構築物」及び「土地」に計上されており、その貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
貸借対照表計上額		
期首残高	240,791	227,734
期中増減額	△13,056	△13,056
期末残高	227,734	214,678
期末時価	227,719	214,663

(注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 期末の時価は、土地については固定資産税評価額に基づいて算定し、建物等については帳簿価額をもって時価とみなしております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は人材サービス事業の単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益をサービス区分に分解した情報は、以下のとおりであります。

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：千円)

サービス区分	報告セグメント
	人材サービス事業
派遣サービス売上高	11,954,780
紹介手数料売上高	124,084
顧客との契約から生じる収益	12,078,864
その他収益	13,105
外部顧客への売上高	12,091,970

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：千円)

サービス区分	報告セグメント
	人材サービス事業
派遣サービス売上高	12,664,167
紹介手数料売上高	143,539
その他	248
顧客との契約から生じる収益	12,807,956
その他収益	12,004
外部顧客への売上高	12,819,960

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「(重要な会計方針) 3. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 顧客との契約から生じた債権の残高等

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	1,242,625	1,200,656
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	1,200,656	1,364,468
契約負債（期首残高）	—	990
契約負債（期末残高）	990	113

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって、当初の予想期間が1年以内の契約であるため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、人材サービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る。)等

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 (千円)	事業の 内容	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高
主要株主 (法人)	㈱ジェイウェイブ ホールディングス	福岡県 福津市	5,000	純粋持株 会社	(被所有) 直接 100%	寄付金の受け 取り	寄付金収入	100,000	-	-

(注) 1. 上記寄付金は、当社の元代表取締役が代表取締役を務めている法人より、当社の今後の事業活動への支援を目的として拠出されたものであります。

なお、当該寄付金の受領については、取締役会において適正性を確認したうえで承認されております。

2. 2025年7月18日付にて、株式会社ジェイウェイブホールディングスは株式会社センターロックへ商号変更いたしました。

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり純資産額	654.71円	758.71円
1株当たり当期純利益	215.56円	148.00円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 当社は、2025年6月27日付で普通株式1株につき5,000株の割合で株式分割を行っておりますが、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(千円)	215,561	148,002
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	215,561	148,002
普通株式の期中平均株式数(株)	1,000,000	1,000,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	—

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	654,712	758,714
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	—	—
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	654,712	758,714
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	1,000,000	1,000,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	201,917	19,914	—	221,831	44,644	11,586	177,187
構築物	20,953	—	2,340	18,612	6,483	1,861	12,128
船舶	10,101	—	—	10,101	9,338	763	763
工具、器具及び備品	5,238	617	—	5,855	4,061	837	1,793
土地	46,286	8,078	—	54,364	—	—	54,364
リース資産	3,300	8,532	—	11,832	2,080	1,750	9,751
建設仮勘定	—	83,226	—	83,226	—	—	83,226
有形固定資産計	287,797	120,367	2,340	405,824	66,608	16,799	339,215
無形固定資産							
ソフトウェア	32,497	—	—	32,497	31,405	3,095	1,092
その他	1,500	—	—	1,500	360	100	1,139
無形固定資産計	33,997	—	—	33,997	31,765	3,195	2,232
長期前払費用	6,194	5,853	1,560	10,487	3,876	1,480	6,610

(注) 当期増加額のうち主なものは、建設仮勘定83,226千円であり、日本語学校施設として使用するための改修工事費用によるものであります。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	64,284	97,644	1.32	—
1年以内に返済予定のリース債務	726	2,603	—	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	305,361	291,037	1.32	2027年4月～ 2030年12月
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	2,541	8,123	—	2027年4月～ 2030年10月
合計	372,912	399,407	—	—

- (注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。
3. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	97,644	80,884	64,284	48,225
リース債務	2,603	2,603	2,240	677

【引当金明細表】

科目	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	421	477	—	421	477
賞与引当金	24,264	24,184	19,903	4,361	24,184
役員退職慰労引当金	16,405	6,925	—	—	23,330

- (注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。
賞与引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、支給見込額と実際支給額との差額であります。

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

1. 資産の部

① 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	88
預金	
普通預金	963,662
合計	963,750

② 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
ローム・アポロ(株)	33,273
(株)くまさんメディクス	23,570
(株)広栄	16,155
テルモ山口(株)	14,308
ヤマザキビスケット(株)	13,678
その他	1,263,481
合計	1,364,468

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	当期末残高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日) $\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	
1,200,656	14,100,651	13,936,840	1,364,468	91.1	33.2

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

2. 負債の部

① 未払費用

区分	金額(千円)
従業員給与	963,157
社会保険料等	133,602
労働保険料等	102,453
その他	4,128
合計	1,203,341

② 未払消費税等

区分	金額(千円)
未払消費税等	255,263
合計	255,263

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第 7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8 【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3か月以内
基準日	毎年3月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年3月31日、毎年9月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	—
株主名簿管理人	—
取次所	—
名義書換手数料	—
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 株式会社アイ・アール ジャパン
株主名簿管理人	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 株式会社アイ・アール ジャパン
取次所	—
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、 日本経済新聞に掲載して行うこととしております。 当社の公告掲載URL： https://www.jwave.co.jp/
株主に対する特典	なし

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部 【特別情報】

第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026年6月23日

株式会社ジェイウェイブ
取締役会 御中

暁和監査法人 広島事務所

指定社員 公認会計士 田島 崇 充
業務執行社員

指定社員 公認会計士 近藤 哲 生
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジェイウェイブの2025年4月1日から2026年3月31日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジェイウェイブの2026年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(発行者情報提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

2026年 6 月 23 日

株式会社ジェイウェイブ
取締役会 御中

暁 和 監 査 法 人

広島事務所

指定社員 公認会計士 田 島 崇 充
業務執行社員

指定社員 公認会計士 近 藤 哲 生
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、証券会員制法人福岡証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第127条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジェイウェイブの2025年4月1日から2026年3月31日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジェイウェイブの2026年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(発行者情報提出会社)が別途保管しております。